

【第2編】し尿処理基本計画

1. 基本理念

下水道認可区域外や地形的な問題等で下水道へ接続できない世帯・事業所等の汲み取りトイレ及び浄化槽について、快適な生活環境が確保されるよう安定的・衛生的なし尿及び浄化槽等汚泥の処理を行っていきます。

2. 計画等

(1) 計画期間

本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までとします。また、本計画は、施設の耐用年数、整備状況等を勘案して、概ね5ヶ年を目途として改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合等においては、必要に応じ見直しを行います。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理の現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、それぞれ許可業者により実施しています。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設（出雲環境センター）へ搬入され、砂・し渣等を除去後、水処理・高度処理を経て日本海へ放流されています。

最終処分については、除去した不適合物（小石・砂等）を洗浄した後、本市の一般廃棄物埋立処分場で埋立処分しています。

表-1 過去5ヶ年の処理状況

	生し尿 (t)	浄化槽汚泥 (t)	合計 (t)	浄化槽比率 (%)
平成19年度	26,256	39,907	66,163	60.3
平成20年度	23,686	39,951	63,637	62.8
平成21年度	22,166	41,379	63,545	65.1
平成22年度	20,636	41,831	62,467	67.0
平成23年度	19,432	42,445	61,877	68.6

(3) 処理施設の整備計画

し尿施設の安定的稼動を維持するための設備定期点検、また、必要に応じた補修整備工事等を行い適正処理に努めるとともに、延命化及び更新計画を検討します。

表-2 し尿処理施設の概要

名称	出雲環境センター
所在地	島根県出雲市西園町 4295-34
敷地面積	約 16,794 m ²
着工	平成 13 年 12 月
竣工	平成 16 年 3 月
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	193KL/日（し尿 104KL/日＋浄化槽汚泥 89KL/日） 生ごみ:900 kg/日

(4) し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

し尿処理量は、下水道認可区域内では減少する一方、認可区域外では横這いに推移する見込みです。

また、浄化槽汚泥処理量は増加傾向にあり、浄化槽汚泥は下水道認可区域内では減少、認可区域外では、合併浄化槽・各種集落排水の新設等により増加する見込みです。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量のトータルでは少しずつ減少していく傾向で推移すると予測しています。

3. 基本計画で取り組む具体的施策

(1) し尿・浄化槽汚泥の処理

今後とも、し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設の維持管理を行いながら適正処理に努めていきます。

また、浄化槽の維持管理の重要性について、家庭・事業所でできる対策や正しい使い方等について市民に周知を図るための広報・啓発活動を実施します。

(2) 汚泥のコンポスト化

環境への負荷軽減のため、処理の過程で生成される汚泥（全量）に、出雲学校給食センターから搬入される生ごみを加え、コンポスト化（出雲ゆうきコンポ）していきます。（平成 17 年 4 月肥料登録）このコンポストについては、年 4 回の主成分分析・有害成分分析及び植害試験を今後も継続して行い、品質の管理と安全性を確認していきます。

表-3 過去5ヶ年のコンポスト実績

(15 kg/袋・100 円)

	生産数量	販売数量
平成 19 年度	36,236	28,645
平成 20 年度	31,482	41,939
平成 21 年度	36,822	34,581
平成 22 年度	36,653	36,154
平成 23 年度	35,615	33,652

(3) 災害時のし尿処理対策

災害時は、地域防災拠点に設置された多数の仮設トイレから、衛生的かつ迅速にし尿を収集し、し尿処理施設（出雲環境センター）へ運搬する必要があります。このため、災害時に備え適切な対応が行えるよう必要な体制を整備していきます。



写真：出雲環境センター

課 題

- 島根県及び近隣自治体間の処理体制の相互連携の確立